平成２１年（フ）第３４８号
大分市大字中尾910番地の１
債務者　多嶋田次夫
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松田健太郎
４　破産債権の届出期間　平成22年２月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月20日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２３８２号
京都市北区上賀茂御薗口町１番地の２
債務者　上田愛子こと　金　　愛淑
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩見　卓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月19日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第６２５号
函館市中島町12番16号
債務者　小西　　久
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６２６号
函館市中島町12番16号
債務者　小西　有子
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６２９号
北海道茅部郡森町字東森町45番地の２
債務者　山本　広美（旧姓清水）
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６３４号
函館市日乃出町22番２―601号
債務者　上野　博誉
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５２６号
奈良県御所市414番地の６
債務者　伊藤　繁己
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５３８号
奈良県大和高田市大字大中95番地の２
債務者　中隈みさえ
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５７４号
奈良県葛城市北花内258番地16
債務者　谷口　直美
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５７７号
奈良県橿原市忌部町74番地の17
債務者　片岡　麻美
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５７８号
奈良県大和高田市東雲町６番29号
債務者　川本美榮子
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５８８号
奈良県大和高田市大字大中162番地、前住所奈良県大和高田市旭南町８番65号
債務者　村井　達男
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第６０８号
奈良県橿原市川西町96番地　橿原県営住宅Ａ14棟302号横山陽子方、住民票上の住所奈良県橿原市曽我町42番地の１
債務者　辻本　嘉尚
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第６１５号
奈良県宇陀市榛原区天満台西４丁目21番の４
債務者　望月　光明
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第６１６号
奈良県宇陀市榛原区天満台西４丁目21番の４
債務者　望月由美子
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１７７号
島根県出雲市枝大津町17番地３　杉原アパート８
債務者　小村　宏治
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第６号
栃木県佐野市栃本町2246番地
債務者　須藤　　浩
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月26日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部